

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（第一条関係） 1
- 遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）（第二条関係） 6

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（申請書の添付書類）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 法第四条の認定を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。次号ニにおいて同じ。）（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた未成年者（外国人を除く。）にあつては、戸籍の謄本又は抄本）</p> <p>ロ 法第三条第五号に該当しない者であることを証する書類として国 家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>ハ 法第二条第一項に規定する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）に関し民法第六条第一項の規定により営業を許された未成年者にあつては、未成年者の登記事項証明書</p> | <p>（申請書の添付書類）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 法第四条の認定を受けようとする者が個人である場合</p> <p>イ 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、住民票の写し）</p> <p>ロ 認定を受けようとする者を成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。次号ホにおいて同じ。）</p> <p>ハ 法第二条第一項に規定する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）第六条第一項の規定により営業を許された未成年者にあつては、</p> |

二 法第三条第六号ただし書の適用を受ける未成年者にあつては、法第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）の相続人であることを法定代理人が誓約する書面並びに法定代理人に係るイ及びロに掲げる書類（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人に係る次号イからホまでに掲げる書類）

ホ（略）

へ 法第三条第八号に規定する安全運転管理者等（以下単に「安全運転管理者等」という。）が法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法（第五条において「読替え後の道路交通法」という。）第七十四条の三第一項又は第四項の内閣府令で定める要件を備えていることを証する書類として国家公安委員会規則で定めるもの

二 法第四条の認定を受けようとする者が法人である場合、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 法第三条第九号に規定する役員（以下この号において単に「役員」という。）の氏名及び住所を記載した名簿

ニ 役員の写真

ホ 役員に係る前号ロに掲げる書類

へ 前号ホに掲げる書類

未成年者の登記事項証明書

二 法第三条第五号ただし書の適用を受ける未成年者にあつては、法第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）の相続人であることを法定代理人が誓約する書面、被相続人の戸籍の謄本並びに法定代理人に係るイ及びロに定める書類（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人に係る次号イからホまでに定める書類）

ホ（略）

へ 法第三条第七号に規定する安全運転管理者等（以下単に「安全運転管理者等」という。）が法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法（第五条において「読替え後の道路交通法」という。）第七十四条の三第一項又は第四項の内閣府令で定める要件を備えていることを証する書類として国家公安委員会規則で定めるもの

二 法第四条の認定を受けようとする者が法人である場合

イ・ロ（略）

ハ 法第三条第八号に規定する役員（以下この号において単に「役員」という。）の氏名及び住所を記載した名簿

ニ 役員の写真又は抄本（外国人にあつては、住民票の写し）

ホ 役員についてこれを成年被後见人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書

へ 前号ホに定める書類

ト 前号へに掲げる書類

(変更の届出)

第三条 (略)

2 法第八条第一項の政令で定める書類は、次の各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五条第一項第一号に掲げる事項（氏名、名称又は法人の代表者の氏名に限る。） 個人又は法人の別に応じ、それぞれ第一条第一号イ又は第二号イに掲げる書類

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項（法人の主たる営業所の所在地に限る。） 第一条第二号イに掲げる書類

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項 第一条第一号ホに掲げる書類

四 法第五条第一項第四号に掲げる事項 新たに選任された安全運転管理者等に係る第一条第一号へに掲げる書類

五 法第五条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類（第一条第二号イに掲げる書類にあつては、役員が登記事項である場合に限る。）

イ 役員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。） 第一条

第二号イに掲げる書類並びに当該役員に係る同号ニ及びホに掲げる

書類

ロ 役員が再任され、又は退任した場合 第一条第二号イに掲げる書

類

ハ 役員の氏名に変更があつた場合（イ及びロに掲げる場合を除く。

ト 前号へに定める書類

(変更の届出)

第三条 (略)

2 法第八条第一項の政令で定める書類は、次の各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五条第一項第一号に掲げる事項（氏名、名称又は法人の代表者の氏名に限る。） 個人又は法人の別に応じ、それぞれ第一条第一号イ又は第二号イに定める書類

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項（法人の主たる営業所の所在地に限る。） 第一条第二号イに定める書類

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項 第一条第一号ホに定める書類

四 法第五条第一項第四号に掲げる事項 新たに選任された安全運転管理者等に係る第一条第一号へに定める書類

五 法第五条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類（第一条第二号イに定める書類にあつては、役員が登記事項である場合に限る。）

イ 役員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。） 第一条

第二号イに定める書類並びに当該役員に係る同号ニ及びホに定める

書類

ロ 役員が再任され、又は退任した場合 第一条第二号イに定める書

類

ハ 役員の氏名に変更があつた場合（イ及びロに掲げる場合を除く。

（ 第一条第二号イに掲げる書類及び当該役員に係る同号ニに掲げる書類

（道路交通法施行令の規定の読替え適用）

第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------------|-----------|--|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十六条の六各号列記以外の部分 | 法第七十五条第二項 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項 |
| 第二十六条の六第一号 | 自動車（ | 自動車運転代行業者等（運転代行業法第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）又は運転代行業法第三条第八号に規定する安全運転管理者等をいう。以下この条において同じ。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により運転代行業法第二条第一項に規定 |

（ 第一条第二号イに定める書類及び当該役員に係る同号ニに定める書類

（道路交通法施行令の規定の読替え適用）

第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------------|-----------|--|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十六条の六各号列記以外の部分 | 法第七十五条第二項 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項 |
| 第二十六条の六第一号 | 自動車（ | 自動車運転代行業者等（運転代行業法第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）又は運転代行業法第三条第七号に規定する安全運転管理者等をいう。以下この条において同じ。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により運転代行業法第二条第一項に規定 |

| | | |
|-----|-----|---|
| (略) | | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）の用に供される自動車（ |
| (略) | (略) | する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）の用に供される自動車（ |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（特例施設占有者の要件）</p> <p>第五条 法第十七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であつて、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあつては、方面公安委員会）が指定したものの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条の未遂罪に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十四条、第二百五十六条第二項若しくは第二百六十一条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終</p> | <p>（特例施設占有者の要件）</p> <p>第五条 法第十七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であつて、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあつては、方面公安委員会）が指定したものの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条の未遂罪に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十四条、第二百五十六条第二項若しくは第二百六十一条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終</p> |

わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して二年を
経過しない者

(3) 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことがで
きない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ
れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役
、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するもの
と認められる者を含む。）のうちに(1)から(3)までのいずれかに該
当する者があるもの

ハ
(略)

わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して二年を
経過しない者

(新設)

(3) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ
れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役
、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するもの
と認められる者を含む。）のうちに(1)又は(2)に該当する者がある
もの

ハ
(略)